

仕 様 書

- 1 業務名 衛生研究所検体収集業務
- 2 担当部署 札幌市保健福祉局衛生研究所保健科学課
- 3 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 業務概要
 - (1) 各区の保健センターが受付けた検体（主にH I V検査用の血液）を、各区保健センターから衛生研究所に搬送する。
 - ア 収集業務は、一月あたり8～10日で、1日に1～4箇所の保健センターから収集する。
 - イ 収集は、通常は車両1台とするが、冬期間（1月・2月・3月）の同一日に遠隔区等（南区と手稲区及び1日で4箇所）が予定されている日は、道路事情を考慮し、車両2台でそれぞれ収集するものとする。（※別紙1の予定表において表示した日とし、令和6年度は9回を予定している。）
- 5 業務日
令和6年度各区保健センターH I V検査日予定表（別紙1）に記載されている月日とする。
※検体収集の中止や予定変更がある場合は、当日12時00分頃までに受託者に連絡をする。ただし、午後に検査受付を行う区については、連絡が間に合わない為、予定通り当該区に赴くものとする。
- 6 収集方法
 - (1) 収集日の13時00分～13時30分に衛生研究所に来所し、収集先の区を確認し、空のケースと「検体受領書」（別紙2）を受け取る。
なお、12月17日は、12時30分に来所し、収集先に行くこと。
 - (2) 該当区の担当者の所に行き、
 - ア 空のケースと検体の入ったケースを交換する。
 - イ 持参した「検体受領書」に区の担当者から署名をしてもらう。
 - ウ 保健センターの「検体引渡し確認書」（別紙3）に署名をする。
 - (3) 収集後、衛生研究所に検体と「検体受領書」を搬送する。
- 7 業務の完了
受託者は、業務終了ごとに委託者の確認を受けるとともに、月の業務完了ごとに「完了届」及び「検体収集作業内訳書」（別紙4）を委託者に提出する。
- 8 契約金額
 - (1) 所要時間の1時間あたりの単価とし、月の合計所要時間の端数は15分未満切り捨て、15分以上切り上げの30分単位とする。
 - (2) 所要時間については、衛生研究所を出発し各区保健センターを回り、検体を収集した後、衛生研究所へ戻ってくるまでの時間とする。
- 9 安全対策等
 - (1) 受託者は、検体を取扱いする者の安全確保及び事故防止等に対し、十分な指導を行うとともに、事故に対する一切の責任を負うものとする。
 - (2) 各区保健センターから受領した検体入りの保冷箱は、事故防止のため検体が転倒しないよう防止策を講じるとともに、いかなる理由があろうとも搬送途中に保冷箱を開けてはならない。

- (3) 搬送途中の紛失等を防止するため、搬送途中の保管については、十分注意すること。
 (特にやむを得ず一時的に車から離れる場合は、ドア等の施錠を行うこと。)
- (4) 受託者は本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めるものとする。
- (5) 検体箱の取扱いには十分注意をするほか、疑問点等があれば担当者と相談する。

10 各区の保健センター

区	住 所	事務室の場所	部 署
中 央 区	中央区大通西2丁目9 札幌市役所西隣	4階 (健診フロア)	中央区保健福祉部 健康・子ども課
	※令和7年2月からは 中央区南3条西11丁目		
北 区	北区北25条西6丁目1-1 北区役所北隣	2階	北区保健福祉部 健康・子ども課
東 区	東区北10条東7丁目 東区役所南隣	2階	東区保健福祉部 健康・子ども課
白 石 区	白石区南郷通1丁目南8-1	3階	白石区保健福祉部 健康・子ども課
厚 別 区	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	3階	厚別区保健福祉部 健康・子ども課
豊 平 区	豊平区平岸6条10丁目1-1	2階 (受付カウンター)	豊平区保健福祉部 健康・子ども課
清 田 区	清田区平岡1条1丁目2-1	2階	清田区保健福祉部 健康・子ども課
南 区	南区真駒内幸町1丁目3-2 南区役所西隣	2階	南区保健福祉部 健康・子ども課
西 区	西区琴似2条7丁目1-20 西区役所西隣	3階	西区保健福祉部 健康・子ども課
手 稲 区	手稲区前田1条11丁目	2階	手稲区保健福祉部 健康・子ども課

(別紙1)

令和6年度 各区保健センターHIV検査日予定表

区	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		検査時間
中央	5	19	10	24	7	21	5	19	2	16	6	20	4	18	1	15	6	20	10	24	7		7	21	9:30~10:00
北	4	11	9	16	6	13	4	11	1	8	5	12	3	10	7	14	5	12	9	16	6	13	6	13	13:30~14:00
東	3	17	8	15	5	19	3	17	7	21	4	18	2	16	6	20	4	18	8	15	5	19	5	19	13:00~13:30
白石	4	11	9	16	6	13	4	11	1	8	5	12	3	10	7	14	5	12	9	16	6	13	6	13	13:30~14:00
厚別	4	18	2	16	6	20	4	18	1	15	5	19	3	17	7	21	5	19	9	16	6	20	6	13	10:00~10:30
豊平	11	25	9	23	13	27	11	25	8	22	12	26	10	24	14	28	12	26	9	23	13	27	6	13	10:30~11:00
清田	3	17	8	15	5	19	3	17	7	21	4	18	2	16	6	20	4	18	8	15	5	19	5	19	10:30~11:00
南	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1	15	5	19	3	17	7	21	4	18	4	18	9:00~9:30
西	5	19	10	24	7	21	5	19	2	16	6	20	4	18	1	15	6	20	10	24	7	21	7	21	9:00~9:30
手稲	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1	15	5	19	3	17	7	21	4	18	4	18	13:15~13:45

※1月7日・9日・21日、2月4日・18日及び3月4日・6日・13日・18日は、南区・手稲区の収集及び4箇所収集のため、車両2台で収集すること。

検体引渡し確認書(区)

運送受託者()

月	1回目			2回目			備 考
	日	運送担当者	健康・子ども課	日	運送担当者	健康・子ども課	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							

検体収集作業内訳書

令和	年	月分
----	---	----

日	曜	収集先(区)				作業時間			
						開始	終了	所要時間	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
					；	；	；	；	
							時間	分	
							合計	時間	分

※この内訳書は、請求書に添付すること。
※合計の時間数の端数は15分未満は切捨て、15分以上の場合は30分に切上げとする。